

## 屋内退避訓練実施要領【伊方町社会福祉施設】

- 訓練日 令和元年10月30日（水）
- 訓練時間 午前7時55分～
- 訓練内容 ※太字部分が御参加いただく訓練です。

### 【愛媛県原子力防災訓練 全体の流れ】

- 6：30 地震発生
- 6：40 警戒事態 該当事象発生
- 7：40 施設敷地緊急事態 原災法第10条通報
- 8：50 全面緊急事態 ⇒原子力緊急事態宣言発出

**9：00 防災無線住民広報（屋内退避指示、一般住民避難指示）**

### ～各施設で実施する訓練内容～

- ① 防災行政無線で屋内退避指示放送（9時00分～）を聞く。
- ② 放送設備により避難指示の放送を行う。※放送設備がない場合は職員の方が声を掛け誘導をお願いします

（放送例）

これは訓練です。皆さんへお知らせします。伊方発電所で事故が発生し伊方町災害対策本部から避難指示が発令されました。  
屋外に出ている人は建物内に入り、窓を閉め、換気扇、エアコンなどを止めてください。  
建物内に入ったら、速やかに〇〇（ホール等）へ集合してください。また、職員は誘導をお願いします。

- ③ 避難場所に避難が完了したら人数の確認を行う。
  - 1 避難参加者数及び職員数
  - 2 避難開始時刻
  - 3 避難完了時刻※ 各部屋を待機場所とする場合は、人数確認の集約が完了した時点をもって完了時刻として下さい。
- ④ 訓練終了  
※ 訓練終了後、上記③の結果について、別紙の **FAXで御報告ください。**  
(FAXがない場合のみ、お電話でご報告ください。)

その他

※防災行政無線等の放送に併せて、携帯電話の緊急速報メールが流れ、音が出る場合がありますので御注意ください。

